

## 学術講演会運営功績感謝状規則

### (目 的)

第1条 自動車技術会の学術講演会の活性化ならびに講演数の増加に寄与することを目的とし、学術講演会の発展に顕著な貢献を挙げた個人・団体の功績を称え、感謝の意を表する。

### (感謝状の名称)

第2条 学術講演会 運営功績感謝状

### (対象者の資格)

第3条 学術講演会運営委員会の委員(元委員含む)または団体とし、下記に該当する者とする。

- (1) 学術講演会運営委員会委員として3期6年以上在籍し、その活動の功績が多大な個人。
- (2) 学術講演会の活性化ならびに講演数の増加に対して顕著な功績を挙げた団体。

### (贈呈数)

第4条 各年度の贈呈数は若干とする。

### (推薦・選考方法及び感謝状の贈呈)

第5条

- (1) 学術講演会運営委員会において選考・推薦された候補者または団体を技術会議議長が承認し、技術会議議長は、技術会議議長名の感謝状を、次年度の技術会議合同会議において贈呈する。
- (2) 感謝状が個人に贈られる場合、会員資格および年齢は問わないものとする。
- (3) 同一個人、同一団体への贈呈は一回限りとする。

### (選考結果の公表)

第6条 選考結果については、理事会、会誌「自動車技術」及び自動車技術会ウェブサイトにも、実績紹介と共に報告する。

### (改 廃)

第7条 この規則の改廃については、技術会議の審議を経て、理事会の議決を得るものとする。

附 則

- 1 この規則は、2013年1月31日から施行する。

以上